

世田谷区立世田谷文学館の指定管理者候補者の選定について

1. 主旨

世田谷区立世田谷文学館の指定期間が令和4年3月で終了することから、令和2年3月までの指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立世田谷文学館条例（以下「条例」という。）に基づき、令和4年4月からの指定管理者の候補者を選定する。

2. 指定管理者制度を適用する施設

(1) 施設名及び所在地

世田谷区立世田谷文学館（世田谷区南烏山1丁目10番10号）

3. 指定期間

5年間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

4. 選定体制

(1) 選定委員会の設置

世田谷区文化施設指定管理者選定委員会設置要綱に基づく選定委員会にて選定する。

(2) 選定委員会の所掌及び構成

現在の指定管理に係る評価、指定管理者候補者選定方法等を審議し、指定管理者の候補者を選定する。選定に係る経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

構成は、学識経験者を含む外部委員4名と、区職員3名とする。（別紙参照）

5. 現在の指定管理の状況等

(1) 指定期間と指定管理者

5年間（平成29年4月1日～令和4年3月31日）

公益財団法人せたがや文化財団

(2) 選定委員会による評価

選定委員会による現指定管理者の評価を実施した。

選定委員会では、施設の維持管理や、収蔵品の管理が適切になされていることに加え、質の高い収蔵品展や、区民のニーズに合った企画展や地域密着型事業などの自主事業を多彩に実施していると概ね良好に運営されているとの評価を得られた。

評価分類	評価結果説明
【個別評価】	
1. 施設の維持管理	仕様書等に従い、設備の保守管理や衛生管理など、適切な維持管理を行っている。
2. 施設の運営	<p>○多数の収蔵品を良好な状態で整理・保管し、質の高い収蔵品展を実施しており、その信頼性から良質な作品寄贈に結び付いている。</p> <p>○企画展をはじめとした多様な自主事業を実施するとともに、「どこでも文学館」など小学校や区民センター等における出張展示・ワークショップの館外事業を積極的に実施し、地域連携事業に積極的に取り組んでいる。</p>
3. 事故や緊急時等への対応	<p>○危機管理マニュアル等を整備し、事件事故発生時の体制構築がなされている。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症にあっても、来館者への衛生・安全管理を徹底して行っている。</p>
4. サービス向上の取組み	○利用者アンケート等による意見・要望に細やかに対応し、サービスの向上に取り組んでいる。また、計画的に研修を実施し従事者の対応にばらつきがないようにサービスの標準化を図っている。
5. 収支状況	効果的・効率的な予算執行、及び金銭管理が適正に行われている。
6. 改善の取組み	指定管理者に対する区の評価と指摘に対し、適切な改善がなされている。
【総合評価】	
<p>当該施設に関する区の方針を理解し、公益財団法人せたがや文化財団がもつ高い専門性を活かした事業展開と安定した施設管理がなされ、指定管理の効果が得られている。</p> <p>また、幅広い世代の鑑賞を念頭においた企画展の実施や、小中学校等で実施している出張展示・出張ワークショップ事業「どこでも文学館」をはじめとする地域連携事業にも取組み、豊かな地域文化の創造に努めている。</p> <p>来館者は増加傾向にあり、利用者アンケートの結果等が事業計画に適切に反映するとともに、文学の枠にとらわれず様々なジャンルの企画を展開することで参加者の間口を広げ、文学に触れる機会の拡充に努めている。また、「地域に根差した文学館」として、地域と連携した出張展示等を区内各所で実施することで幅広い層と地域への浸透を図り、文学館の認知度向上に取り組んでいる。</p> <p>コロナ禍による利用者の減少があるが、引き続き、区と密接に連携し、区民ニーズに応じた事業の推進を期待したい。</p>	
【実績評価の反映】	
<p>実績評価の反映として、年度評価3年分の配点数に対する合計点数の割合が約 89%であったため、「世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン」に沿って、現在の指定管理者が応募する場合は、5%分を加点する方向とし、最終的には年度評価4年間分の結果を踏まえ加点を決定する。</p>	

6. 指定管理者制度導入の理由

世田谷文学館では、事業者による施設の適切な管理運営に加え、収蔵品を適切な状態で保管するとともに、文学資料等の専門知識を持つ学芸員による長期かつ継続的な収蔵品の調査研究に基づき、収蔵品を有効的に活用した質の高い展示事業が求められている。

また、区民のニーズに合った企画展や地域密着型事業などの自主事業を多彩に実施するなど、収蔵品の管理等の指定管理事業と自主事業を有効に連動させながら、一層のサービスの向上が期待できることから、引き続き指定管理者制度を適用する。

7. 選定方法等

(1) 選定方法

指定管理候補者については、本年3月3日に開催された第1回選定委員会において、指定管理者による自己評価及び区（施設管理所管課）による評価の結果が良好であったことに加え、以下に示す「特別の事情」により、公募によらず指定管理者の候補者を選定することについて了承された。今後、現在の指定管理者から事業計画書等の提出を受け、適格性審査を行う。

【候補者名】

公益財団法人せたがや文化財団

【世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドラインによる特別な事情】

① 「(イ) 区民や団体との協働を推進し施設の設置目的を達成するために、地域との連携や地域の活力を積極的に活用する必要がある場合」に該当する理由

現指定管理者は、区民に身近な施設をめざし、「どこでも文学館」など館外における出張展示・出張ワークショップ事業に取り組み、地域や関係団体等と信頼関係を構築し、文化・芸術活動の振興を図る拠点施設である世田谷文学館の運営に取り組んできた。今後、区民や専門家の意見やアドバイスを取り入れ、新しい視点で施設運営及び事業展開に取り組み、区民や団体との連携事業を充実させることで、より広く開かれた文学館運営が期待できる。

② 「(ウ) 「区の政策と連動した重要な役割や専門性等から指定管理者が客観的に特定される場合」に該当する理由

文化施設の運営にあたっては、施設の設置目的や区民ニーズを踏まえた質の高い文化・芸術事業に加え、区の文化施策と緊密に連携した取組みを行う必要がある。せたがや文化財団は、「世田谷区第3期文化・芸術振興計画(平成30年3月策定)」における施策推進の牽引役として位置付けられており、現在策定を進めている「世田谷区第3期文化・芸術振興計画(調整計画)」においても、区の文化施策の中核的な役割を担うことが求められている。今後、社会状況の変化等を踏まえた新たな取組みが一層求められる中、現指定管理者が文化施設の運営を担うことで、豊富な実績と経験を活かした柔軟な事業展開や、区の文化政策と連動した計画・実施などが期待できる。

世田谷文学館は、区の貴重な文化資源である文学資料等を多数収蔵しており、当該施設の指定管理者は、長期的かつ継続的な調査研究に基づく高度な知識と蓄積された収蔵品管理及び展示事業等の実績のもと、収蔵品の特徴や状態を熟知した上で適切に管理するとともに、調査研究に基づき収蔵品を展示等で活用してきた。今後、現指定管理者が培ってきたノウハウや継続した調査研究を活かし、収蔵品のもつ価値や魅力を最大限に引き出した展示事業を行うことで、来館者のすそ野を広げるとともに、地域への還元が期待できる。

(2) 選定基準

条例第17条第3項で定める以下の基準に基づく。

- ①文学館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。
- ②文学館の効用を最大限に発揮させることができること。
- ③文学館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

8. 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 令和3年4月 | 区民生活常任委員会報告（選定） |
| 5月～ | 選定期間 |
| 9月 | 区民生活常任委員会報告（選定結果）
第3回区議会定例会 |
| 令和4年4月 | 次期指定管理者による管理開始 |

令和2年度世田谷区文化施設指定管理者選定委員会委員名簿

(五十音順)

区分	氏名	役職等
外部委員	伊藤 裕夫	日本文化政策学会顧問
	垣内 恵美子	政策研究大学院大学教授 第3期文化・芸術振興計画（調整計画）検討委員
	柏 雅康	しもきた商店街振興組合 理事長
	草加 叔也	有限会社空間創造研究所 代表取締役
区委員	志賀 毅一	世田谷総合支所長
	林 勝久	教育委員会生涯学習部長
	松本 公平	生活文化政策部長

令和3年度世田谷区文化施設指定管理者選定委員会委員名簿

(五十音順)

区分	氏名	役職等
外部委員	伊藤 裕夫	日本文化政策学会顧問
	垣内 恵美子	政策研究大学院大学教授 第3期文化・芸術振興計画（調整計画）検討委員
	柏 雅康	しもきた商店街振興組合 理事長
	草加 叔也	有限会社空間創造研究所 代表取締役
区委員	清水 昭夫	世田谷総合支所長
	内田 潤一	教育委員会生涯学習部長
	片桐 誠	生活文化政策部長